

社会資本整備総合交付金における 継続事業等の取扱いについて

社会資本整備総合交付金（以下「新交付金」という。）の交付を受けるためには、所定の事項を記載した社会資本総合整備計画（以下「整備計画」という。）を作成し、国土交通大臣に提出しなければならないのが原則であるが、経過措置として、継続事業等について、以下のとおり取り扱うものとする。

（参考）整備計画の記載事項

- ・ 計画の名称
- ・ 計画の目標
- ・ 計画の期間
- ・ 計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
- ・ 計画の期間における交付対象事業の全体事業費
- ・ 交付対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項

1. 一定の計画等を整備計画とみなす取扱い

整備計画の計画事項に相当する事項を含む下表の一定の計画等（以下「特定計画」という。）は、これを整備計画とみなして、新交付金の要綱を適用する。具体的には、次のとおり取り扱う。

- ① 特定計画の計画期間内は、新たに整備計画を提出することなく、従前の特定計画に位置付けられた事業等（関連社会資本整備事業、効果促進事業及び提案事業を含む。以下同じ。）について、新交付金の交付を受けることが可能。
- ② 特定計画を変更して、従前の特定計画に位置付けのない事業等を新たに位置付け、又は新交付金の要綱の策定前に特定計画を作成して事業等を位置付けて、これを提出したときは、これらの事業等についても新交付金の交付を受けることが可能。
- ③ ①又は②により交付された交付金は、各特定計画に位置付けられた事業等の範囲内で、基本的に自由な充当等が可能。

表 特定計画の一覧

都市再生整備計画
地域住宅計画
広域的地域活性化基盤整備計画
みなと振興計画
地域活力基盤創造計画
都市公園等統合補助事業計画
都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画
古都保存事業計画
緑地保全等事業計画
緑地環境整備事業計画
津波・高潮危機管理対策緊急事業計画
海岸耐震対策緊急事業計画
海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画

2. 特定計画に基づく事業等以外の継続事業の取扱い（平成22年度限りの措置）

- ① 継続事業（平成21年度以前に採択され、別添に掲げる補助金等を充てて地方公共団体等が実施している事業で、平成22年度に新交付金を充てて実施することを要望するもの）のうち、特定計画に基づく事業等以外のものについては、年度当初からの速やかな執行を図る観点から、平成22年度に限り、地方公共団体等の要望を確認の上、新たに整備計画の提出を求めることなく、従前の補助金等に係る要綱等の内容や手続きに準じて新交付金を交付することができる。

なお、平成23年度以降もこれらの事業について新交付金の交付を受けようとするときは、新たに整備計画を作成し、又は特定計画を変更して、これらの事業を位置付け、提出する必要がある。

- ② ①により交付された交付金は、交付対象の事業に限って充当することができるものとし、当該事業と一体的に関連社会資本整備事業又は効果促進事業を行おうとするときは、新たに整備計画を策定し、又は特定計画を変更して、これらの事業を位置付け、提出する必要がある。

新交付金に統合される事業一覧

別添

事業名	
活力創出基盤整備	
地域連携推進事業	
交通円滑化事業	
交通安全施設等整備事業	
雪害地域道路事業	
無電柱化推進事業	
沿道環境改善事業	
交通連携推進事業	
道路交通環境改善促進事業	
安全市街地整備道路事業	
長寿命化修繕計画策定事業	
地域活力基盤創造交付金事業	
港湾改修事業	
港湾防災安全対策事業	
港湾施設改良統合補助事業	
長寿命化計画策定事業	
緑地等施設整備事業	
海域環境創造・自然再生等事業	
みなと振興交付金事業	
水の安全・安心基盤整備	
未普及解消下水道事業	
水質保全下水道事業	
資源循環形成下水道事業	
浸水対策下水道事業	
地震対策下水道事業	
広域河川改修事業	
地震・高潮対策河川事業	
特定地域堤防機能高度化事業	
都市基盤河川改修事業	
総合治水対策特定河川事業	
土地利用一体型水防事業	
総合内水対策緊急事業	
流域治水対策河川事業	
調節池整備事業	
流域貯留浸透事業	
大規模河川管理施設機能確保事業	
特定構造物改築事業	
応急対策事業	
堰堤改良事業	
ダム施設改良事業	
通常砂防事業	
火山砂防事業	
火山噴火警戒避難対策事業	
地すべり対策事業	
高潮対策事業	
侵食対策事業	
耐震対策緊急事業	
老朽化対策緊急事業	
津波・高潮危機管理対策緊急事業	
海岸環境整備事業	
海域浄化対策事業	
急傾斜地崩壊対策事業	
総合流域防災事業	
市街地整備	
地域自立・活性化交付金	
都市公園事業	
都市公園等統合補助事業	
緑化重点地区総合整備事業	
中心市街地活性化広場公園整備事業	
特定地区公園(カントリーパーク)	
公開緑地事業	
市民農園整備事業	
公園事業特定計画調査	
公園施設長寿命化計画策定費補助	
古都保存事業	
緑地保全等事業	
防災公園事業	
防災緑地緊急整備事業	
防災公園等機能強化推進事業	
防災公園・市街地一体整備事業	
都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業	
まちづくり交付金	
市街地再開発事業	
住宅街区整備事業	
防災街区整備事業	
都市再開発支援事業	
地区再開発事業	
先導型再開発緊急促進事業	
暮らし・にぎわい再生事業	
都市再生総合整備事業	
都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等含む)	
エコまちネットワーク整備事業	
都市交通システム整備事業	
都市防災推進事業(都市防災総合推進事業、宅地耐震化推進事業)	
都市水環境整備下水道事業	
緑地環境整備総合支援事業	
下水道関連特定治水施設整備事業	
統合河川環境整備事業	
地域住宅支援	
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業	
地域住宅交付金	
住宅市街地総合整備事業	
都心共同住宅供給事業	
防災街区整備事業	
街なみ環境整備事業	
狭あい道路整備等促進事業	
住宅市街地基盤整備事業	
優良建築物等整備事業	
住宅・建築物安全ストック形成事業	
市街地再開発事業	
バリアフリー環境整備促進事業	
先導型再開発緊急促進事業	
21世紀都市居住緊急促進事業	
暮らし・にぎわい再生事業	
都市再生総合整備事業	